

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」改訂案のポイント

主な変更点

■ 名称の変更

現行版：災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

改訂版：人とペットの災害対策ガイドライン

現行ガイドラインの「救護対策」という言葉が、放浪動物等の保護というイメージを強く連想させ、誤解を招きやすかった。本ガイドラインの内容は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養出来るように支援するものであり、飼い主の自立支援を目的とすることから、誤解無くシンプルに伝わる名称に変更した。なおペットの飼養面から考えた災害時の対策は、平常時の準備の延長線上にあり、特に重要だと考えられることから、災害時に限定する文言を名称から削除した。

■ 自助

災害時のペットの救護や飼養についても飼い主による「自助」が基本であることを明記した。また、災害時に被災者がペットを適切に飼養するには、日頃からの準備が重要であることを改めて明確にした。

■ 自治体が行う災害時のペット対策の意義

災害時に行政機関が行うペットの対策は、被災者である飼い主の救護の観点から行っていることを明確にした。

■ 同行避難についての考え方の再整理

「同行避難」が避難所でのペットとの同居を意味するものではないことを改めて明確にした。また、同行避難は飼い主自身の身の安全確保が前提であること。地域や災害の態様によっては、在宅避難などもありえること、同行避難後にペットの飼養場所や預け先にどのような選択肢があるのかを示した。

■ 広域支援、受援体制

現状版では、ペットの災害対策は被災地の自治体や獣医師会等が中心となって実施することを想定しているが、自治体の境界を超えた広域的な支援体制の整備が必要であること、また、受援体制の準備も必要であることを示した。

■ 目次立ての変更

本ガイドラインは自治体向けに作成されたものであるが、現行版では対象が不明瞭であった。そのため、ペット救護対策のフロー図をもとに目次立てを変更し、自治体が行うべき内容を明確にした。